

検定制度と検定協会 第3回 ～認定制度等の変遷～



元東京理科大学火災科学研究所教授 博士（工学）

小林 恭一

検定制度が消防法上明確に位置づけられると、社会や技術の変化、民間活力の活用や規制緩和の推進を求める政府全体の動きなどに柔軟に対応しにくくなるという側面も出て来て、自主表示制度や認定制度などの必要性が高まり、現在に至っている経緯を整理します。

検定対象品目の変遷

検定制度が義務検定になって以後の検定対象品目は、昭和38年（1963）12月当初は、前回述べたように7品目でしたが、以後、表4のような変遷をたどっています。検定品目

表4 検定対象機械器具等の範囲の推移（消防法施行令第37条）

昭和38年 (1963)	昭和46年 (1971)	昭和47年 (1972)	昭和50年 (1975)	昭和51年 (1976)	昭和52年 (1977)	昭和56年 (1981)	昭和61年 (1986)	平成26年 (2014)	平成26年以降 (2014)	
消火器										
消火器用消火薬剤										
						泡消火薬剤				
動力消防ポンプ										
消防用ホース										
消防用吸管										
結合金具										
火災報知設備の熱感知器、発信機又は受信機		火災報知設備の熱感知器、煙感知器、発信機、中継器又は受信機					火災報知設備の熱感知器、煙感知器又は発信機			
							火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備の中継器			
							火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備の受信機			
								住宅用防災警報器		
電気火災警報器		漏電火災警報器								
閉鎖型スプリンクラーヘッド										
流水検知装置										
一斉開放弁										
金属製避難はしご										
緩降機										

は、当初、技術の進歩や大きな被害を出した火災の影響などで増加しました。表4を見ると、千日デパートビル火災と大洋デパート火災後の昭和50年（1975）12月にスプリンクラー設備関係と避難器具関係が追加され、静岡ゴールデン街ガス爆発後の昭和56年（1981）1月にガス漏れ火災警報設備との関連で火災報知設備関連機器が感知器、中継器及び受信機の3つに分離されたのが目を引きます。

一方で、高度経済成長の終焉とともに規制緩和の推進による経済振興と小さな政府への転換が政府全体の方針になったため、基準認証制度の分野でも、政府関与の軽減や自主認証制度への転換が推進されました。このような動きを受けて、昭和60年（1985）12月に自主表示制度（消防法第21条の16の2関係）が創設されました。

主として消防機関が使用する機械器具等は、厳しい検定制度の対象とする必要性が既に薄くなっていたため、自主表示制度の主たる対象とされました。まず、昭和61年（1986）8月に動力消防ポンプと消防用吸管が検定対象品目から外されて自主表示対象機械器具に移行し（消防法施行令第41条）、平成25年（2013）3月には、消防用ホースと結合金具も同様に移行することとなりました。平成25年（2013）3月の改正では、既にニーズが少なくなっていた漏電火災警報器も自主表示制度に移行したほか、消火器との関係で扱いが微妙だったエアゾール式簡易消火具が新たに自主表示制度の対象とされました。この時、検定対象として新たに住宅用防災警報器が追加されています。

以上の経緯を経て、現在では、検定対象は12品目、自主表示対象は6品目となっています。

認定・評定等の登場

昭和40年代（1965～1974）になると、市街地構造と消防力の整備が進み、市街地大火はほとんど撲滅されました。しかし、それと入れ替わるように、多数の死者を伴うビル火災が続発するようになり、高層建築物や地下街等の急増と相まって、消防法第17条の消防用設備等の設置規制の重要性が急速に高まりました。

このため、消防の用に供する機械器具等についても、新たな機械器具や設備が開発されたり、高度化や複雑化したりするようになりました。ところが、検定対象機械器具等の範囲は政令（消防法施行令第37条）で定めることになっており、その規格は省令で定めることになっているため、このような変化に即座に対応することは困難でした。このために考え出されたのが、検定制度の枠外で新たな機械器具や部品等の性能の認証を行う認定や評定等の制度です。日本消防検定協会の業務の一つとされていた「鑑定（消防法第21条の36第4号（制定時。平成25年（2013）4月に依頼による評価制度（現同条第

1項第6号)に移行))」も柔軟な対応に向いているため、検定制度の枠外での認証にも用いられました。

大洋デパート火災後の昭和49年(1974)から消防法施行規則に第31条の4(消防用設備等の認定)が新設された平成12年(2000)までに、多数の認定等の制度が設けられましたが、それらは、概ね次のように分類できます。

- ① 消防用設備等(消防法施行令第7条に定められているもの。以下同じ)を構成する機械器具や部品等
 - ・自動火災報知設備の予備電源及び蓄積付加装置並びに消火器の交換部品としての加圧用ガス容器、蓄圧式消火器用指示圧力計及び容器弁等
(検定対象機械器具等の構成要素として日本消防検定協会で鑑定)
 - ・ポンプを用いる加圧送水装置等
(財)日本消防設備安全センターで認定)
 - ・非常電源用の自家発電設備、蓄電池設備、配電盤及び分電盤並びに耐火・耐熱電線及び耐熱光ファイバーケーブル等
(関係工業会に設けられた認定委員会で認定)
- ② 消防用設備等に用いられる消防の用に供する機械器具等であって消防法施行令第37条の範囲外のもの
 - ・パッケージ型自動消火設備等
(日本消防検定協会で鑑定(当初))
 - ・金属製以外の避難はしご、避難ロープ及び救助袋等並びに総合操作盤及びパッケージ型消火設備等
(財)日本消防設備安全センターで認定)
 - ・非常警報設備に用いられる放送設備、非常ベル及び自動式サイレン等並びに誘導灯(減光型、点滅型、誘導音装置付のものを含む)及び誘導灯用の信号装置等
(関係工業会に設けられた認定委員会で認定)
- ③ 消防用設備等には該当しない消防防災用の設備等や機械器具等
 - ・下方放出型簡易自動消火装置、ダクト又はフード型自動消火装置及び火災避難用保護具等
(財)日本消防設備安全センターで認定)
 - ・消防防災用設備等に該当すると考えられるが予め定められた基準がないもの
(財)日本消防設備安全センターで性能評定)

このうち、②は、本来なら消防法施行令第37条を改正して検定対象機械器具等に取り

込むべきものだと思いますが、前述のように、基準認証制度の分野でも政府関与の軽減や自主認証制度への転換が推進されるようになっていたこともあって、難しかったものと考えられます。

消防法施行規則第31条の4（消防用設備等の認定）の制定

以上の認定制度等は、消防庁予防課長等から消防機関への通知という形で行われていましたが、平成6年（1994）10月に行政手続き法が施行されたことで、状況が変わりました。同法では、行政庁の処分その他公権力の行使については意思決定過程の透明化が必要であるとされ、政府全体の方針として行政指導は原則禁止とされたからです。消防行政の場合は、消防組織法第37条に基づき消防庁長官が都道府県又は市町村に対して「助言、勧告及び指導」ができるため、上記の通知は直ちに廃止とはなりませんでしたが、いずれ機会を見て、政省令や告示などの形で定め直すことが必要になったのです。

また、平成12年（2000）12月に改正地方自治法が施行され、国・都道府県・市町村の関係は対等であり、国の関与はできるだけ排除すべきとされました。同時期に、基準認証制度に関する政府関与を軽減すること、基準認証を公的認証機関が独占するのではなくできるだけ民間認証機関を活用することも政府全体の方針とされ、その徹底が図られました。

このような動きを受けて、平成12年（2000）11月に、消防法施行規則に第31条の4（消防用設備等の認定）関係規定が追加されました。その内容は、消防庁長官が指定する法人は、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が設備等技術基準に適合していることの認定を行って、消防庁長官が定める表示を行うことができる（指定法人制度）、というものでした。平成16年（2004）3月には同規則が更に改正され、指定法人制度より

表5 消防法施行規則第31条の4に基づく登録法人（令和6年（2024）12月31日現在）

登録法人の名称	登録年月
日本消防検定協会	平成16年（2004）9月
（一財）日本消防設備安全センター	平成16年（2004）9月
（一社）電線総合技術センター	平成16年（2004）9月
（一社）全国避難設備工業会	平成16年（2004）9月
（一社）日本電気協会	平成16年（2004）9月
（一社）日本内燃力発電設備協会	平成16年（2004）11月
（一社）日本消防防災電気エネルギー標識工業会	平成24年（2012）8月

（出典；消防庁予防課）

国の関与の度合いが低いとされる登録法人制度（一定の要件を満たした法人は消防庁長官に登録することにより認定を行うことができるとする制度）に移行し、平成21年（2013）9月に一部修正された後、現在に至っています。令和6年12月31日現在、登録法人は表5に掲げる7法人とされています。

検定制度と認定制度の課題

以上のような経過を経て、消防庁の予防課長通知等で始まった認定制度等は、消防法施行規則第31条の4関係規定の整備により、消防法の体系の中にきちんと位置づけられることとなり、消防法第21条の2に基づく検定制度と両立しています。とりあえず安定しているように見えますが、以下のような課題もあります。

① 認証機関の質の確保

日本消防検定協会が自前の試験設備を有し、認証技術に熟達した技術者をそろえているのに対し、登録認定機関はメーカーや試験機関のデータをもとに学識経験者や第三者から成る認定委員会の審査で認証するものが大半です。

認証機関の信頼性については、（公財）日本適合性認定協会（JAB）がISO/IECなどの国際基準やJISの基準に基づいて認定する仕組みがあります。日本消防検定協会警報設備部及び消火・消防設備部は、試験を行う能力に関する国際規格ISO/IEC17025に適合した試験所として、また（一財）日本消防設備安全センターは、特定の製品、プロセス又はサービスの認証を実施する能力に関する国際規格ISO/IEC17065に適合した機関として、それぞれJABの認定を取得しています。しかし、登録認定機関については、その要件を定めた消防法施行規則第31条の5第2項でISO/IECに定める認証を取得した機関であることは求められていないため、このことは必ずしも担保されていません。

② 技術の変化への対応

建築空間に対するニーズの高度化や多様化、情報関連技術の急速な進展等に伴い、建築技術は急速に変化しており、その防火安全を支える消防用設備等も対応が求められています。消防法の性能規定化（次回以降に詳述します）などにより、そうした変化に対応する仕組みの整備は進められていますが、なかなか難しいことが多く、基準認証制度もその一つです。

検定制度にそのような変化への迅速な対応という点で弱点があることは前述したとおりで、登録認定機関の方がフレキシブルな対応が可能です。しかし、日本では、検定対象か否かにかかわらず、また、性能規定にかかる消防法施行令第29条の4（いわゆる「ルートB」）を適用するか否かにかかわらず、規格基準は消防庁が定

める仕組みになっているため、迅速な対応という点では難しいことが多いのです。

規格基準は消防法第17条に基づく消防用設備等の設置基準（たとえばスプリンクラーヘッドや感知器の設置間隔など）の前提条件になっているため、民間機関が自由に定めるわけにはいきません。新たな発想の消防の用に供する機械器具等を社会に実装していくには、機器の開発だけでなく設置基準等もセットで考え、消防法第17条第3項に基づき総務大臣の認定（いわゆる「ルートC」）を受ける必要がありますが、相当な手間や時間が必要になります。

というわけで、技術の変化への対応については、多くの課題が残されていますが、本格的に対応するには、消防用設備等の設置義務づけや消防機関の役割にまで踏み込んで考えていかなければならないと思います。

③ 国際化への対応

消防の用に供する機械器具等の輸出入に関する障壁をできるだけ取り去り、良いものを安く売買できるようにしよう、という動きは、グローバル化の一環として、このジャンルでも強く求められています。そのためには、規格をISOなどの国際規格と同一にするだけでなく、諸外国の認証機関の認定等を相互に認めるようにしよう、ということが政府全体の方針になっています。このため、昭和53年（1978）以来、消防庁や日本消防検定協会、関係団体等がISO/TC21に積極的に参加するとともに、昭和59年（1984）9月には消防法施行規則第43条（外国検査機関の指定）が制定されて、信頼できる外国検査機関のデータを受け入れるなどの仕組みも出来ています。しかし、本格的に日本市場に入りたい外国企業や外国検査機関にとっては、まだまだ不十分だと思えます。

この問題は、日本の消防機器メーカーや認証機関の存亡にも関わる大問題だと思います。消防関係だけでなく、日本全体の動きに合わせて考えて行く必要があると思います。

（続く）